

31 環総政第 858 号
令和 2 年 3 月 3 日

環境影響評価調査計画書審査意見書

「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池 百合子

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：独立行政法人国立印刷局

代表者：理事長 松村 武人

所在地：東京都港区虎ノ門二丁目 2 番 5 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：国立印刷局王子工場整備事業

種 類：工場の設置

3 対象事業の所在地

東京都北区王子一丁目 6 番 1 号

第2 意 見

【大気汚染】

工場の稼働に伴う大気質については、揮発性有機化合物（VOC）を予測及び評価項目としていないが、グラビア印刷で使用するインキにはVOCが含まれることから、乾燥施設の規模や台数、含有されるVOCの種類及び排出量などを明らかにし、VOCの排出による環境への影響が懸念される場合には、調査、予測及び評価を行うこと。

【廃棄物】

廃棄物の予測及び評価の方法として、撤去建築物及び建設に係る廃棄物等の発生量について調査を行うとしているが、計画地内では繰り返し増改築が行われていることから、既存資料について調査を行い、適切な予測及び評価を行うこと。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。